百十六　地域水素供給インフラ技術・社会実証
百十七　地下空洞型処分施設性能確証試験費
百十八　地層処分技術調査等委託費
百十九　中小企業の地域産品販路開拓等支援事業（中小企業の協働による国内外販路開拓等支援事業）
百二十　超高速輸送機実用化開発調査
百二十一　超高分解能合成開口レーダの小型化技術の研究開発
百二十二　超低消費電力型光電子ハイブリッド回路技術開発事業
百二十三　低炭素社会を実現する新材料パワー半導体プロジェクト
百二十四　低炭素社会を実現する超軽量・高強度革新的融合材料プロジェクト（ＮＥＤＯ交付金分）
百二十五　低炭素社会を実現する超低電力デバイスプロジェクト
百二十六　鉄鋼材料の革新的高強度・高機能化基盤研究開発
百二十七　東北地方における新たな産学官連携の枠組みの構築
百二十八　土壌汚染対策のための技術開発委託費
百二十九　土壌汚染対策のための技術開発補助金
百三十　ナノ材料の安全・安心確保のための国際先導的安全性評価
百三十一　二酸化炭素回収・貯蔵安全性評価技術開発事業
百三十二　二酸化炭素回収技術高度化事業
百三十三　二酸化炭素削減技術実証試験事業
百三十四　日米エネルギー環境技術研究・標準化協力事業
百三十五　農商工連携等の活用による被災地等復興促進支援事業
百三十六　ノーマリーオフコンピューティング基盤技術開発
百三十七　バイオ技術活用型二酸化炭素大規模固定化技術開発
百三十八　バイオマスエネルギー等高効率転換技術開発
百三十九　ハイパースペクトルセンサ等の研究開発
百四十　発電用原子炉等利用環境調査委託費
百四十一　微生物機能を活用した環境調和型製造基盤技術開発
百四十二　福島県における医療福祉機器・創薬産業拠点整備事業
百四十三　浮体式洋上ウィンドファーム実証研究事業
百四十四　プローブ情報の集約化・共有化の推進事業
百四十五　放射性廃棄物共通技術調査等委託費
百四十六　マルチセラミックス膜新断熱材料の開発
百四十七　密閉型植物工場を活用した遺伝子組換え植物ものづくり実証研究開発
百四十八　民間企業の研究開発力強化及び実用化支援事業
百四十九　有害化学物質代替技術開発
百五十　洋上風力発電等技術研究開発
百五十一　ライフサイエンスデータベースプロジェクト
百五十二　リアルタイム・キャリブレーション技術開発
百五十三　立体構造新機能集積回路（ドリームチップ）技術開発

○法務省告示第百二十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件（平成二十四年法務省告示第百二十六号。以下「高度人材告示」という。）第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

法務大臣　小川　敏夫

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針

第一　目的

この指針は、高度人材告示第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等に関する在留手続に係る取扱いを明らかにし、もって出入国の公正な管理を図ることを目的とする。

第二　定義

一　この指針において、「在留高度人材外国人」とは、高度人材告示第二条の表イの項からハの項までの下欄に掲げるいずれかの活動を指定されて在留する者又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第二十条第三項の規定により特定活動の在留資格への変更の許可を受け、別表第一に掲げるいずれかの活動を指定されて在留する者をいう。

二　この指針において、「在留高度人材外国人の扶養を受ける配偶者等」とは、高度人材告示第二条の表ニの項の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者をいう。

三　この指針において、「在留高度人材外国人の就労する配偶者」とは、高度人材告示第二条の表ホの項の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者又は法第二十条第三項の規定により特定活動の在留資格への変更の許可を受け、第五の二の1から5までに掲げるいずれかの活動を指定されて在留する者をいう。

四　この指針において、「在留高度人材外国人の家事使用人」とは、高度人材告示第二条の表への項又はトの項の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者をいう。

五　この指針において、「在留高度人材外国人等の親」とは、高度人材告示第二条の表チの項の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者をいう。

六　この指針において、「就労資格在留者」とは、法別表第一の一の表、二の表若しくは五の表の上欄の在留資格（外交、公用及び技能実習を除き、特定活動については法別表第一の五の表の下欄イ又はロに係るものに限る。）をもって在留する者（在留期間が一年未満の者を除く。）又は法別表第一の三の表、四の表若しくは五の表若しくは法別表第二の上欄の在留資格（短期滞在及び研修を除き、特定活動については法別表第一の五の表の下欄ハに係るものに限る。）をもって在留する者であって、有効な法別表第一の一の表又は二の表の上欄の在留資格（外交、公用及び技能実習を除く。）に係る法第七条の二第一項の証明書を所持するもの（当該証明書をもって法第七条第一項第二号に掲げる条件に適合していることの立証をした場合において、法第九条第三項の規定により決定される予定の在留期間が一年未満の者を除く。）をいう。

七　この指針において、「所属機関」とは、在留高度人材外国人が指定された活動を行うため受け入れられている本邦の公私の機関をいう。

第三　在留高度人材外国人に関する事項

一　在留期間の更新を受けようとする在留高度人材外国人は、法第二十一条に規定する在留期間の更新の手続を経て、新たな在留期間を三年とする許可を受けるものとする。

二　現に指定されている活動を変更して別表第一に掲げる活動を行おうとする在留高度人材外国人は、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、新たな在留資格を特定活動とし、新たな在留期間を三年とし、新たな所属機関を指定する許可を受けるものとする。

三　別表第一に掲げるいずれかの活動を行おうとする就労資格在留者は、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、新たな在留資格を特定活動とし、新たな在留期間を三年とし、所属機関を指定する許可を受けるものとする。

四　一から三までの規定により許可を受ける者は、次のいずれにも該当するものとする。

1　五の規定により計算した点数が七十以上であること。

2　在留状況が良好であること。